

# 問題社員対応(退職) 労務応援コンサルティング

サポートメニュー	ニーズ	サポート内容	説明	顧問プラン			
				Cプラン 3万円	Bプラン 5万円	Aプラン 10万円	Sプラン 15万円
退職プロセスの レクチャー	問題社員への対応をど うするかが分からない	従業員の問題行為に関する相談	現状の問題社員の問題行動についてのご相談を受けて、分析を行います。	○	○	○	○
		問題社員の問題行為分析・ 退職プロセスについてご説明	その上で、分析に合わせた問題社員への対応について、退職をも見据えつつ、注意点をまとめたペーパーを提供して、ご説明いたします。	○	○	○	○
退職勧奨総合 サポート	問題社員を自主的に 辞めさせたい	退職勧奨のスケジュールリング策定	仮に問題社員に対して解雇を考えていたとしても、すぐに解雇に踏み切ることではできません。退職勧奨をするとしても、十分なプロセスを経て、改善がないことを前提に行っていかなければなりません。 一定期間を見据えたスケジュールリングを行いつつ、都度注意・指導についてのアドバイスを行い、退職勧奨の行い方や書面作成を行い、全面的なバックアップを行います。	×	○	○	○
		従業員に対する継続的な注意・ 指導についてのアドバイス・ 書面作成		×	×	○	○
		退職勧奨期日の直前面談・ 事後フォロー		×	×	○	○
		退職同意書・ 退職承諾書などの書面作成		×	○	○	○
普通解雇処分 サポート	問題社員の解雇も 考えている	普通解雇のスケジュールリング策定	解雇を行うとしても、基本的には上記退職勧奨のプロセスと同様のスケジュールリングを行うことが必要です。まずは注意・指導のプロセスをしっかり踏むことが重要ですので、このフォローを行います。 また、就業規則等を検討し、いかなる解雇事由が考えられるかを検討し、面談についてのフォロー等を全面的にバックアップします。	×	○	○	○
		就業規則・雇用契約書などの チェック		×	○	○	○
		従業員に対する継続的な注意・ 指導についてのアドバイス・ 書面作成		×	×	○	○
		解雇通知日程の直前面談・ 事後フォロー		×	×	○	○
		解雇通知書・解雇理由書の作成		×	○	○	○
		解雇予告手当算定		×	×	○	○
整理解雇の総合 サポート	経営上の理由から社員 のリストラをしたい	整理解雇のスケジュールリング策定	整理解雇は、裁判実務上極めてハードルが高いものです。適切な整理解雇を行うためには、現在の財務状況の検討から入り、スケジュールリングを綿密に行うことが必要です。 解雇回避措置の検討をはじめ、基準策定からそのプロセスを踏んでいくことは、専門家の力なくして実践することは極めて困難です。 整理解雇を目指した全ての手続をフォロー致します。	×	×	×	○
		財務諸表のチェック (人員削減の必要)		×	×	×	○
		解雇回避措置の協議・検討		×	×	×	○
		リストラ人員選定基準の策定・運用		×	×	×	○
		希望退職制度の策定・運用		×	×	×	○
		解雇通知日程の直前面談・ 事後フォロー		×	×	×	○
懲戒解雇の総合 サポート	問題行為が酷い社員を 辞めさせたい。	懲戒解雇のスケジュールリング策定	懲戒解雇を見据えるということは、社内での規律違反行為等、重大な問題行為があった場面になります。 懲戒解雇は、就業規則や雇用契約書に定めがあることが必須ですので、各書面のチェックからスタートします。そして、懲戒事実調査・ヒアリング等の対応については顧問プランによっては弁護士が代行することが可能です。懲罰委員会などへの出席も対応可能です。 そして、なによりも難しいのは適切な懲戒処分の選択ですので、解雇が本当に可能かどうかも含めてフォローし、最終的な書面の作成も対応します。	×	○	○	○
		就業規則・雇用契約書等のチェック		×	×	○	○
		懲戒事由の調査 (弁護士が関係者ヒアリング)		×	×	×	○
		弁護士による対象労働者ヒアリング		×	×	×	○
		対象者の聴聞(懲罰委員会)の 準備・打ち合わせ		×	×	○	○
		対象者の聴聞(懲罰委員会)に 弁護士出席		×	×	×	○
		事案に応じた適切な懲戒処分の選択		×	×	○	○
		懲戒解雇解雇通知書・ 解雇理由書の作成		×	○	○	○
問題社員対応 サポート	問題社員から具体的な 請求をされ、労務トラ ブルが発生した	従業員本人に対する対応	退職紛争が発生した場合に、弁護士が代理人として対応を行います。	△	△	○	◎
		労働基準監督署への対応	いずれも顧問契約前提のサービスで、基本的には別途料金が発生します。	△	△	○	◎
		労働組合・ユニオンへの対応	△：割引なし ○：割引あり ◎：原則無料対応	△	△	○	◎
		労働者弁護士への対応		△	△	○	◎
		労働審判対応		△	△	○	○
		訴訟(仮処分)への対応		△	△	○	○